

5歳児健診について

[資料2]

概要

従来より市町村において行われている1歳6か月児や3歳児などに対する乳幼児健康診査に加え、令和5年12月、国は市町村に対し、5歳児健診を実施するよう示した。

- (1) 目的 従来の乳幼児健診は、子どもの発育・発達や子育ての状況についての確認を行っているが、5歳児健診では、特に子どもの発達の特性について確認し、就学前からの支援につなげることを目的としている。
- (2) 健診内容 発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れなど）
- (3) 対象 実施年度に満5歳となる幼児（標準的には4歳6か月～5歳6か月）

課題

5歳児健診の実施に際しては、当該健診が特に発達障害等の早期発見や支援に焦点が置かれたものであることから、健診内容や支援が必要な児へのフォローアップの体制、健診を担う専門職の確保等が課題となっている。

検討事項

上記の課題については、以下のとおり検討事項として整理。

- (1) 問診票（健診）内容について：発達に課題がある児のスクリーニングが可能な、標準的な問診票の作成を検討
- (2) 健診体制について：市町村の規模等により配置可能な専門職が異なることから、役割分担（大まかな考え方）を検討
- (3) 児の発達の状況等に応じた専門相談やフォローアップについて：健診当日の助言や、児への対応や適切な支援へのつなぎ方に関する各職種（保健師、保育士、教員等含む）のマニュアル作成を検討
- (4) 専門職の研修について：当該健診の内容の専門性を踏まえた医師や心理士、保健師等、専門職への研修について検討

今後の取り組み

- ・上記の検討事項については、令和7年度に県において「5歳児健診の実施に向けた検討会」を立ち上げ、各検討事項に対し部会を設置し、検討を行う予定。
- ・各部会の委員や運営については、乳幼児健診について豊富な知見をもち、本県の健診実施機関として中心的な役割を担っている沖縄県小児保健協会とも協働し、進めることとしている。